

パソコンサービス（ANSER-SPC）利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
18.（解約等） （1）本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。 （2）～（7）（略）	18.（解約等） （1）本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は「<u>EBサービス解約申込書</u>」によるものとします。 （2）～（6）（略）
規定なし	<u>19.（規定の変更等）</u> 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を貴行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
19.（規定の準用） 本文略 20.（契約期間） 本文略 21.（顧客情報の取り扱い） 本文略	<u>20.</u>（規定の準用） 本文略 <u>21.</u>（契約期間） 本文略 <u>22.</u>（顧客情報の取り扱い） 本文略